

2023 年 OECD 閣僚理事会 閣僚声明（仮訳）

2023 年 OECD 閣僚理事会の機会に、我々*は、議長国の英国並びに副議長のコスタリカ及びニュージーランドのリーダーシップの下、「強じんな未来の確保：共通の価値とグローバル・パートナーシップ」のテーマの下に集った。

1. 志を同じくする我々のコミュニティは、「2021 年ビジョン・ステートメント」に示された、個人の自由、民主主義、法の支配、人権、ジェンダー平等、環境の持続可能性、不平等への対処という共通の価値及び多様性と包摂性（D & I）に引き続きコミットする。我々は、持続可能で包摂的な成長を回復するためにルールに基づく国際秩序を強化し、経済の強じん性と安全保障を強化し、経済的威圧を抑止・対抗し、エネルギー・食料安全保障を含む国際的な安定に対する他の脅威に対応する。我々は、5 月 20 日に出された「経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明」を評価する。ここ数か月の世界の成長は予想よりも強じんなものであったが、見通しは依然として比較的弱く、下方リスクは増大している。ロシアのウクライナに対する戦争、高いインフレ、インフレに対処するために必要な金融政策の急速な引き締めが、成長見通しに重くのしかかっている。我々は、成長をもたらし、持続可能な財政を維持し、物価の安定を支え、社会的包摂性を促進する政策に引き続きコミットする。

2. 我々は、ロシアのウクライナに対する侵略を最も強い言葉で非難する。ロシアのウクライナに対する不当で、いわれのない戦争は、明白な国際法違反であり、ルールに基づく国際秩序に対する深刻な脅威である。ロシアによる戦争は、ウクライナ国民に人的被害をもたらしている。世界のサプライチェーンを混乱させ、新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックからの経済回復を損ない、世界中の何百万もの人々のエネルギー・食料安全保障を減退させている。我々は、ウクライナの人々及び民主的に選出された政府並びに OECD の共通の基準と価値に向けて彼らが選んだ道を支援することへの我々のコミットメントを再確認する。我々は、ウクライナの復興及び再建のための OECD ウクライナ国別プログラムの立ち上げ並びに初期の加盟対話の一環としてキーウに OECD ウクライナ連絡事務所が設置されたことを歓迎する。我々は、ウクライナ当局と及びウクライナ復興ドナー調整プラットフォームを通じた他の国際的な関係者との連携を継続し、6 月 21-22 日にロンドンで開催されるウクライナ復興会議の成果に期待する。

3. 我々は、グローバルな課題に取り組む上及びグローバルなパートナーシップを強化・発展させるために現在の加盟国を越えて働きかける上で、多国間主義及び結束することの重要性を再確認する。我々は、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、ペルー及びルーマニアの加盟プロセスにおける進展を歓迎する。我々は、地域及び国別プログラム並びに彼らによる OECD の基準の遵守を通じて、キーパートナー国その他との協調を継続する。我々は、東南アジア諸国連合（ASEAN）との強固な協力関係

* オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国及び欧州連合の閣僚及び代表。

を基に、世界の成長、重要なサプライチェーン及び気候変動やデジタル移行などのグローバルな課題における同地域の戦略的優先性及び重要性を認識し、加盟候補国を特定することを視野に入れて、新たな「OECD インド太平洋戦略枠組み」の採択を歓迎する。我々は、双方の関心分野においてパートナーとの OECD の関与を強化し、持続可能な開発と繁栄を追求する我々の共同の努力を深化させることで、アフリカ諸国に対する我々のコミットメントを前進させる。我々は、新たな OECD-アフリカパートナーシップの進展を歓迎し、実施に向けた取組を継続する。

4. 我々は、OECD の新たな貿易戦略に示されたように、自由で公正な貿易、投資及びサプライチェーンの強じん性を促進し、開かれた市場に基づく経済システムを損なう試みに対抗するための国際協力を促進する OECD の役割を評価する。我々は、世界貿易機関（WTO）を中心とするルールに基づく多角的貿易体制を支持し、2024 年までに全ての加盟国が利用できる十分によく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことや、世界の貿易政策課題に対処するための審議を強化することも含め、WTO の野心的改革に向けて共に取り組む。我々は、第 13 回 WTO 閣僚会議を成功させることにコミットする。我々は、公平な競争条件のグローバルな構築、世界中の人々のニーズに応える持続可能で多様なグローバル・サプライチェーンの構築、市場歪曲的慣行への対処、開かれた市場とルールに基づく国際貿易体制の有益性の保全にコミットする。我々は、中小企業の経済への貢献を評価し、貿易・投資政策が包摂性を促進し、経済成長を促進するために女性の潜在能力を活用することを確保するよう努める。我々は、貿易委員会が主導する作業を通じて、重要なサプライチェーン、特にグリーンへの移行に必要なサプライチェーンの競争市場を維持するために、貿易の相互依存関係の監視を継続する。

5. 我々は、今回の閣僚理事会で採択された全ての新規及び改訂された OECD の基準を歓迎し、関連するステークホルダーとのパートナーシップにおいてグローバルな基準を形成する上で OECD が果たした中心的役割を評価する。OECD は、責任ある企業行動（RBC）のためのグローバルな主導的基準を設定しており、我々は、「世界経済における RBC の促進と実現に関する宣言」及び「RBC 促進のための政府の役割に関する勧告」を歓迎する。我々は、RBC に関して推奨される国際基準として、改定された「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」の採択を歓迎し、OECD に対し、人権と国際労働基準の遵守を確保し、リスクのあるグループに対するより良い結果を拡大することを含め、協力を促進することにより行動指針参加国をさらに支援することを求める。また、我々はより広範な国々の強じん性と持続可能性に貢献する改定された「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」を採択する。

6. 我々は、OECD/G20 包摂的枠組みによる「経済のデジタル化及びグローバル化に伴う課税上の課題に対応する 2 つの柱の解決策」の適時かつ効果的な実施を通じて、国際課税制度の改革に引き続き共に取り組む。2022 年の途上国と国際租税に係る G20/OECD ロードマップに続き、我々は、途上国が 2 つの柱の解決策と既存の国際課税ルールを迅速に実施することを支援するために、能力構築の取組を強化することにコミットする。我々は、OECD に対し、2015 年「BEPS 行動 13 報告書」における目的及びルールと整合的に、今後 3 年間で途上国の国別報告書へのアクセスと利用を大幅に増加させる方法を探ることを視野に入れ、作業を進めることを求める。また、

我々は、新たな暗号資産報告枠組みを国際基準として歓迎し、共通報告基準の改訂を歓迎する。我々は、OECD に対し、関心を有する法域及びその他の関連するステークホルダーと協働し、税の透明性をさらに向上させる分野を調査することを求める。

7. OECD は、ネット・ゼロ排出に向けた経済全体としてのアプローチを実現する上で重要な役割を担っている。「変化する世界における気候と経済的強じん性に関する Net Zero+報告書」は、OECD の学際的なアプローチ及びネット・ゼロへの公正な移行において政府を支援する役割を強調している。世界の平均気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続け、気候変動の影響に対して最も脆弱な人々を保護するためには、緊急かつ変革的な行動が必要である。最近の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）統合報告書」では、緩和と適応のための、実現可能で効果的かつ低コストの選択肢はすでに利用可能であると述べられている。我々は OECD に対し、あらゆるセクターにおける環境に有害な支援を引き続き検証し、改革を支援するための証拠に基づく分析を提供することを繰り返し求める。我々は、炭素緩和アプローチに関する包摂的フォーラム（IFCMA）の立ち上げを歓迎し、主要排出国を含む幅広い参加を奨励する。我々は、全ての人にとって安全で持続可能なエネルギーの未来を形成する上での国際エネルギー機関（IEA）の役割を認識する。

8. 我々は、グラスゴー気候合意やシャルム・エル・シェイク実施計画の実施を通じたものを含む、パリ協定の実施強化に対する我々のコミットメントを再確認し、成功裡で野心的な COP28（気候変動枠組条約第 28 回締約国会議）の結果を期待する。我々は、全ての UNFCCC（国連気候変動枠組条約）締約国に対し、可能な限り早期に、遅くとも 2025 年までに、世界の排出量をピークアウトするため合同で取り組むことにコミットするよう求める。我々は全ての国、特に 2030 年 NDC（国が決定する貢献）目標がまだ 1.5°C の道筋と整合していない主要排出国に対し、可及的速やかに、かつ COP28 よりも前に、これらの 2030 年 NDC 目標の野心を高めるよう強く求める。我々は全ての締約国に対し、最貧層や最も脆弱な人々に各国の事情に沿った支援を提供しつつ、クリーン電力の導入の急速な拡大並びに排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡巡（フェーズダウン）及び非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトに向けた努力の加速を含む省エネルギー措置の急速な拡大によるものを含む低排出型エネルギーシステムに移行するための技術の開発、導入及び普及並びに政策の採用を加速することを求める。

9. 我々は、この重要な 10 年間におけるものを含む更なる行動にコミットし、第 1 回グローバル・ストックテイクの野心的な成果を期待する。我々は、農業・食料システムからの排出削減、現在及び将来の食料安全保障の維持、炭素隔離の増加に向けた加盟国のコミットメントを含む「持続可能な農業と食料システムに向けた変革を導く解決策に関する宣言」を歓迎する。我々は、削減が困難なセクターにおいて、必要なセーフガードを備えた炭素除去の役割に留意する。

10. 我々は、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるための昆明・モントリオール生物多様性枠組み（GBF）の採択を歓迎し、完全かつ効果的な実施を支持する。我々は、持続可能で強じんな海洋・水域管理の重要性を認識する。開発援助委員会（DAC）メンバーは、開発協力を「パリ協定の目標に合わせるための新たなア

プローチに関する DAC 宣言」を実現することへのコミットメントを再表明する。DAC メンバーは、ネイチャー・ポジティブな政府開発援助（ODA）の共通理解や GBF との整合に向けて一層取り組む。

11. 我々は、この重要な中間地点において、貧困の根絶を含む持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みを再活性化することにコミットする。我々は、9 月に開催される国連 SDG サミットが、最貧困層や最も脆弱な人々を含む全ての人々のために実現するよう取り組む。我々は、金融の流れをグリーン化することの重要性を再確認し、グローバルな課題への対処において国際金融機関をより効率的かつ効果的になるよう発達させるための継続的な努力を通じ、持続可能な開発、気候、生物多様性、自然保護活動に関する進歩を奨励する。我々は、実施の透明性及び有意義な緩和行動の文脈において、2025 年まで毎年 1,000 億米ドルを動員するという先進国の共同目標に対するコミットメントを含め、既存の UNFCCC 気候資金の取組みを再確認する。我々は、パリ協定第 9 条 4 項を想起し、規模を拡大した財源の提供における緩和と適応の間の均衡を達成するという文脈において、適応のための資金の共同提供を 2025 年までに 2019 年の水準から倍増させることを求めるグラスゴー気候合意の要請を想起する。これらの目標を達成するために、我々は、パリ協定、昆明・モントリオール GBF 及び持続可能な開発のための 2030 アジェンダに関するものを含む、公的及び民間資金の流れを調整する必要性並びにあらゆる資金源から資金を動員する必要性を認識する。

12. 我々は、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」や G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップなどを通じて、質の高い、信頼でき、持続可能かつ強じんなインフラ投資を促進することにコミットする。我々は、グローバル・ゲートウェイのような戦略的枠組みを推進する必要性と、ブルー・ドット・ネットワーク及び FAST-Infra のような認証スキーム並びに気候投資基金（CIF）資本市場メカニズムのような民間インフラ投資を呼び込むための革新的アプローチを推進する重要性を認識する。

13. 我々は、信頼性のある自由なデータ流通及び越境データ流通を促進し、「信頼性のある、持続可能で、包摂的なデジタルの未来に関する宣言」や「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」を含む、デジタル経済に関する専門的分析と政策指針を提供している OECD の継続した指導的役割を評価する。我々は、経済のデジタル・レジリエンス及びセキュリティの向上にコミットし、民主的価値に根ざした信頼できるデジタル ID ソリューションの必要性を再確認した「デジタル ID のガバナンスに関する勧告」を採択する。我々は、人工知能（AI）に関する 2019 年の OECD 勧告を再確認し、OECD に対し、生成 AI を含む AI が、引き続きイノベーションを促進し、人権と民主的価値を尊重する方法で、責任を持って設計・使用されることを確保するために、世界的な実施を支援することを求める。我々は、世界経済を支え、重要な部門を可能にする基盤技術としての半導体の重要性を認識し、半導体のサプライチェーンの強じん性を支援する取組を強化することにコミットする。

14. テクノロジーは、成長、繁栄、社会変化の主要な推進力である。加速する技術開発、技術への依存の高まり及び地政学上の不安定性に対応するため、我々は、OECD の中核的価値を強化する人間中心で権利志向な技術を形成することにコミットする。我々は、技術が倫理的で持続可能かつ包摂的な方法で設計、開発、配備されることを確実にするための包摂的対話のプラットフォームとして、テクノロジーに関するグローバルフォーラムの設立を歓迎する。我々は、優先技術として没入型技術、合成生物学及び量子技術が最初選ばれたことを歓迎する。我々は、グリーンとデジタルの 2 つの移行がもたらす現在及び将来の機会と課題を認知し、それに対処するよう努める。我々は、公平な教育と技能システムを構築し、STEM 部門へのアクセスを含め、より多くの女性・女児を支援することに引き続きコミットする。我々は、テクノロジーによって促進されるジェンダーに基づく暴力を防止し対応することが、女性がデジタル経済に完全に参加し成功するために不可欠であると認識する。

15. 我々は、OECD が引き続き分析の中核においてジェンダー平等及び包摂性を主流化し、性別、年齢、障害及び地域別に、政策、データ収集及び分析に交差的アプローチを適用することを奨励する。我々は、「OECD のジェンダー平等推進への貢献」、提案されている「ジェンダー平等に関するフラッグシップレポート」、ジェンダー・ギャップに関する OECD ダッシュボード及び新たなジェンダー・データ・イニシアティブを歓迎する。我々は、ジェンダー政策レビューの進展と、ベストプラクティスを組み込むジェンダー平等フォーラムの設立を期待する。

16. 我々は、国際基準の効果的な実施を開発・支援し、ベストプラクティスや証拠に基づく政策助言を提供する OECD 事務局の継続的な取組とコミットメントを高く評価する。我々は、OECD 経済産業諮問委員会（BIAC）、労働組合諮問委員会（TUAC）、Youthwise 及びその他のステークホルダーとの前向きで建設的な協力関係を評価する。我々は、他のグループとの協働を通じて、世界における OECD の妥当性を高める事務総長の努力を支持する。我々は、来るべき独立外部評価における勧告を十分に考慮した上で、組織改革に取り組む事務総長の姿勢を評価する。また、我々は、職員規則に従い、加盟国に対する適切な対応と説明責任を果たす、ジェンダーバランスがとれ、国籍が多様で、透明性のある組織を維持するための事務総長の取組を支持する。我々は、より良い暮らしのためのより良い政策を実現し、あらゆる人々の強じんな未来の確保に向けた OECD の継続的な支援に期待する。